

放課後等デイサービス事業所 御中

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課長

平成 30 年 7 月以降の放課後等デイサービス提供に係る報酬算定区分の届出方法について

日頃から本市の児童福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の H30 年度報酬改定に伴い、放課後等デイサービスにおいては利用児童の状態像を勘案した指標を設定し、これに基づいて各事業者の皆様の報酬区分も設定されることとなっています。

これまでお知らせしていたとおり、H30.4～6 月分のサービス提供に関する請求については、暫定的に H30.4/1 時点の契約児童における障害手帳等級の割合を基にした報酬算定区分を設定していましたが、H30.7～H31.3 月分までのサービス提供に関する請求については、H30.4～6 月分の実際の「利用実績の割合」に基づき、改めて報酬算定区分を設定することとなります。

この手続きについて、以下のとおりお知らせしますので、書類作成及びご提出をお願いいたします。

1 対象となる事業所

今回の手続きが必要となるのは、横浜市において H30.4 時点で放課後等デイサービス事業所を運営していて、7 月以降も引き続き、放課後等デイサービスを提供する予定の事業所のうち、本年 4 月に提出した体制届において、以下のいずれかに該当する事業所です。（※児童発達支援のサービス提供においては、手続き不要）

	放課後等デイサービス事業所の状況	説明
(1)	現在の報酬算定区分が「1 の 1 又は 1 の 2（以下「 <u>区分 1</u> 」とします。）」のすべての事業所	4/1 時点で障害手帳が重度の児童の契約割合が 50%以上
(2)	現在の報酬算定区分が「2 の 1 又は 2 の 2」（以下「 <u>区分 2</u> 」とします。）の事業所のうち、今回の手続きにおいて新たな報酬算定区分が <u>区分 1</u> に変更になる事業所	4/1 時点で障害手帳が重度の児童の契約割合は 50%未満だったが、4 月～6 月の利用割合は 50%以上

2 手続き

(1) 算出方法

別紙 17-2「報酬算定区分に関する届出書」(※)を用い、算出してください。

※ 今回の添付ファイルをお使いください。

ア 今回の算定にあたっては、4 月時と同様、H30.4/1 時点の手帳等級に基づき、各児童が指標の対象となるか否かを判断します。

イ H30.4/1～6/30 の間に手帳等級の変更があった場合、原則として、4/1 時点（4/2 以降に契約した児童については契約時点）の手帳等級に基づき、算出してください。

ウ H30.4/2～6/30 の間に契約終了した利用者についても、今回の算定対象です。

エ 欠席日（欠席時対応加算算定時を含む。）は、利用実績として扱いません。

(2) 提出書類

報酬算定区分の変化		提出書類	ご連絡
ア	区分2→区分1	①様式第1号(変更届) ②別紙17-2「報酬算定区分に関する届出書」	「児童指導員等加配加算Ⅰ」を適用している場合、加えて「児童指導員等加配加算Ⅱ」が適用になる可能性があります。 基準を確認の上、必要に応じて、左記の書類に加えて必要となる書類作成、手続きをしてください。
イ	区分1→区分2	③障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(H30体制届 別紙1)	これまで「児童指導員等加配加算Ⅱ」を適用していた場合、この加算は、7月以降は非該当になります。 その旨、変更届の提出が必要です。
ウ	区分1のまま	①様式第1号(変更届) ②別紙17-2「報酬算定区分に関する届出書」	/
区分2のまま		4/1時点の障害手帳が重度の児童の契約割合及び4月～6月の利用割合が、いずれも50%未満の場合、今回の手続きは不要です。	

3 提出方法

(1) 提出期限

平成30年7月10日(火) 必着

(2) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課 放課後等デイサービス担当 宛て

- ※ 横浜市に関する手続きは、上記宛てにお送りください。
- ※ 個人情報を取り扱うことに十分留意し、誤って「神奈川県庁」等へ提出しないよう、ご注意ください。

4 連絡事項

- (1) 「一法人内での複数の事業所」又は「一事業所内での複数の単位」を運営されている場合、報酬区分は、事業所又は単位ごとに設定します。そのため、今回の利用実績を算出するにあたっては、利用者の契約を行っている事業所又は単位ごとに、利用実績を算出し、書類を作成してください。
- (2) 事業所開設が平成30年5月以降の事業者においては、開設した月から起算して3か月を経過後、上述の日付を適宜読み替えて、手続きを行ってください。(例：6月開設の事業所の場合、6月～8月の利用実績に基づき、9/10までに必要に応じて変更届等を提出)

担当：横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課
柄、酒井、青木、笠木、水内、石川、藤田
電話：045-671-4274/4278